

## 參考資料

# 1. 玉名市都市計画マスタープラン策定委員会要綱

平成24年3月29日  
告示第26号

## (設置)

第1条 都市計画法(昭和43年法律第100号)第18条の2第1項に基づく都市計画に関する基本的な方針(以下「マスタープラン」という。)の策定について、住民の意見を反映させるため、玉名市都市計画マスタープラン策定委員会(以下「委員会」という。)を置く。

## (所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) マスタープランの策定業務の内容の調査及び研究に関すること。
- (2) マスタープランの内容の検討に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、マスタープランの策定に係る重要事項の検討に関すること。  
(平25告示115・一部改正)

## (組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命した委員20人以内をもって組織する。

- (1) 建設経済委員長(玉名市議会委員会条例(平成17年条例第189号)第2条第2号の建設経済委員会の委員長をいう。)
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が適当と認めた者  
(平25告示115・一部改正)

## (任期)

第4条 委員の任期は、マスタープランの策定の日までとする。

- 2 委員が欠けた場合は、前条各号の区分に従い後任者を市長が委嘱する。
- 3 前条第1号及び第3号に掲げる委員については、その所属機関の役職を辞したときは、委員を辞したものとみなす。

## (委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。

- 2 委員長は委員の互選によって定め、副委員長は委員のうちから委員長が指名する。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

## (会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、委員長がその議長となる。

- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の会議の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

## (意見の聴取)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

## (庶務)

第8条 委員会の庶務は、建設部都市計画課において処理する。

## (その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この告示は、平成24年4月1日から施行する。

### (施行時の会議の招集)

- 2 第6条第1項の規定にかかわらず、この告示の施行後最初に開く委員会の会議については、市長が招集する。

### (この告示の失効)

- 3 この告示は、平成26年3月31日限り、その効力を失う。

### 附 則(平成25年12月27日告示第115号)

この告示は、告示の日から施行し、改正後の第3条第1号の規定は、平成25年11月18日から適する。

## 2. 計画策定の経過

期 日	項 目
平成24年2月～3月	市民アンケート調査実施 (無作為抽出による市民2,000名を対象)
平成24年5月25日	玉名市都市計画マスタープラン策定委員会委員の任命
平成24年5月25日	第1回玉名市都市計画マスタープラン策定委員会
平成24年8月29日	第2回玉名市都市計画マスタープラン策定委員会
平成24年11月26日	第1回市民ワークショップ開催 (各地域における「魅力・課題マップ」の作成)
平成25年1月21日	第3回玉名市都市計画マスタープラン策定委員会
平成25年2月1日～ 平成25年3月4日	パブリック・コメントの実施 (玉名市都市計画マスタープラン全体構想(案)に係る意見公募)
平成25年2月8日	第2回市民ワークショップ開催 (各地域における「アイデアマップ」の作成、まちづくりのテーマ設定)
平成25年2月22日	玉名市都市計画審議会開催 (玉名市都市計画マスタープラン全体構想(案)に係る中間報告)
平成25年3月21日	第3回市民ワークショップ開催 (各地域における「アイデアマップ」の完成、まちづくりの進め方協議)
平成25年8月6日	第4回玉名市都市計画マスタープラン策定委員会
平成25年8月27日	玉名地域協議会へ報告 (玉名市都市計画マスタープラン地域別構想(案))
平成25年8月28日	横島地域協議会へ報告 (玉名市都市計画マスタープラン地域別構想(案))
平成25年11月27日	天水地域協議会へ報告 (玉名市都市計画マスタープラン地域別構想(案))
平成25年11月28日	岱明地域協議会へ報告 (玉名市都市計画マスタープラン地域別構想(案))
平成25年12月2日	第5回玉名市都市計画マスタープラン策定委員会
平成26年1月8日～ 平成26年2月7日	パブリック・コメントの実施 (玉名市都市計画マスタープラン(案)に係る意見公募)
平成26年2月13日	玉名市都市計画マスタープラン策定委員会より市長へ「玉名市都市計画マスタープラン(案)」の報告
平成26年2月14日	玉名市都市計画マスタープラン(案)について、市長より玉名市都市計画審議会へ諮問
平成26年2月27日	玉名市都市計画審議会開催 (玉名市都市計画マスタープラン(案)の決定・承認)
平成26年3月11日	玉名市都市計画マスタープラン(案)について、玉名市都市計画審議会より市長へ答申
平成26年3月	玉名市都市計画マスタープランの策定

### 3. 諮問・答申

#### ●諮問

玉市都第170号  
平成26年2月14日

玉名市都市計画審議会 様

玉名市長 高 嵯 哲 哉

玉名市都市計画マスタープランについて（諮問）

このことについて、玉名市都市計画審議会条例第2条の規定に基づき、貴審議会に諮問します。

#### ●答申

玉市都審第1号  
平成26年3月11日

玉名市長 高 嵯 哲 哉 様

玉名市都市計画審議会  
会長 西 島 衛 治

玉名市都市計画マスタープランについて（答申）

平成26年2月14日付け玉市都第170号で諮問のありました「玉名市都市計画マスタープラン」の件について、当審議会（平成26年2月27日開催）で慎重に審議を重ねた結果、玉名市の都市計画に関する基本的な方針として適切なものであると認めますので、ここに答申します。

なお、本方針の推進にあたっては、今後の社会経済情勢の変化などに十分に留意し、適切に対応するとともに、適正な進行管理に努めることを望みます。

#### 4. 玉名市都市計画マスタープラン策定委員会委員名簿

区 分	役 職	所 属 等
学識経験者	委員長	九州看護福祉大学 社会福祉学科 教授
学識経験者	副委員長	崇城大学 建築学科 准教授
学識経験者	委員	九州看護福祉大学 看護学科 教授
学識経験者	〃	熊本県建築士会あらたま支部代表
学識経験者	〃	玉名市農業委員会会長
玉名市議会	〃	玉名市議会建設経済委員長
市長が認める者	〃	玉名商工会議所会頭
市長が認める者	〃	玉名市商工会会長
市長が認める者	〃	玉名市社会福祉協議会事務局長
市長が認める者	〃	玉名市区長会協議会会長
市長が認める者	〃	男女共同参画社会づくり地域リーダー
市長が認める者	〃	J A たまな女性部横島支部長
関係行政機関	〃	玉名警察署交通課長
関係行政機関	〃	有明広域行政事務組合消防本部 玉名消防署長
関係行政機関	〃	熊本県県北広域本部玉名地域振興局長